

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

(本店の所在の場所)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が
公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2025年5月30日

株式会社樋口総合研究所

代表取締役社長 樋口 陽平

神奈川県相模原市南区

相模大野三丁目12番6号V I Aビル7F

042-702-9780

取締役管理本部長 原田 哲治

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町4番2号

<https://www.phillip.co.jp/>

03-3666-2321

当社は、当社普通株式を2025年7月4日に
TOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特
定投資家向け売付け勧誘等を実施しないこと
から、特定上場有価証券に関する有価証券上
場規程の特例第110条第3項の規定により、発
行者情報に相当する情報を公表いたします。
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおり
であります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社樋口総合研究所

<https://www.higuchi-consulting.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期中間期
決算年月	2022年5月	2023年5月	2024年5月	2024年11月
売上高 (千円)	744,384	874,150	967,718	559,435
経常利益 (千円)	53,236	51,216	51,361	21,547
当期(中間)純利益 (千円)	38,369	38,514	37,654	14,144
純資産額 (千円)	504,194	536,445	570,867	580,302
総資産額 (千円)	613,908	682,665	728,598	766,254
1株当たり純資産額 (円)	167.93	178.82	190.29	193.43
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(中間)純利益 (円)	12.79	12.84	12.55	4.71
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	82.1	78.6	78.4	75.7
自己資本利益率 (%)	7.9	7.4	6.8	2.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	44,223	△23,489	△5,487
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△7,110	△5,235	△644
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—
現金及び現金同等物の 期末(中間期末)残高 (千円)	—	378,264	349,538	343,406
従業員数 (人)	119	126	178	185

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有していないため、記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第14期(2023年6月1日から2024年5月31日まで)の財務諸表については監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第12期及び第13期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 第15期中間会計期間の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けております。
8. 第12期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

2 【沿革】

樋口商事を屋号に個人事業主登録を行い、大手金属加工機械メーカーの社内サーバ、ネットワークの運用・保守業務を負いました。

同時に、リーマンショック時にスキルはあるが仕事がないエンジニアが世にあふれていることを目の当たりにし、困っている人へ仕事を提供するため、当社を設立しました。その際に樋口商事は廃業しました。

当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
2010年6月	神奈川県相模原市南区に株式会社樋口総合研究所を設立 ITエンジニアリング事業を開始
2012年1月	事業拡張により本社（神奈川県相模原市南区）オフィス移設
2013年5月	事業拡張により東京都新宿区に東京本社を開設
2014年7月	ISMS「ISO/IEC27001」認証を取得（認証番号 IS 614266）
2016年6月	事業拡張により本社（神奈川県相模原市南区）オフィス移設
2016年12月	労働者派遣事業認可を取得（許可番号 派 14-301326）
2022年5月	事業拡張により本社（神奈川県相模原市南区）オフィス移設
2022年5月	神奈川県相模原市南区に技術開発センターを開設
2022年10月	プライバシーマーク取得（登録番号 第10825105(01)号）

3【事業の内容】

当社は、「みんながヒーローになれる社会をつくる。」というVISIONを掲げ、ITエンジニアリング事業に取り組んでおります。

当社のITエンジニアリング事業は、国内企業のお客様（以下、「お客様」という）向けに、リソースの不足している特定の業務（「(A)システムの開発、運用、保守」「(B)ITインフラ構築」「(C)プロジェクト管理」など）に対して、当該特定の業務を受託すること（業務委託契約）又はエンジニアを派遣すること（労働者派遣契約）で提供しております。

お客様が、システム開発や運用においてエンジニアが不足している場合において、通常は採用から始めていかなければいけないといった問題があります。お客様が求めている技術要素と当社のエンジニアが持っている技術要素が同じであれば、当社が業務を受託すること又は当社のエンジニアを派遣することによって、お客様は速やかにシステム開発や運用を行うことが可能になります。

契約形態別の売上比率としては、「業務委託契約」による売上が約70%、「労働者派遣契約」による売上が約30%となっております。

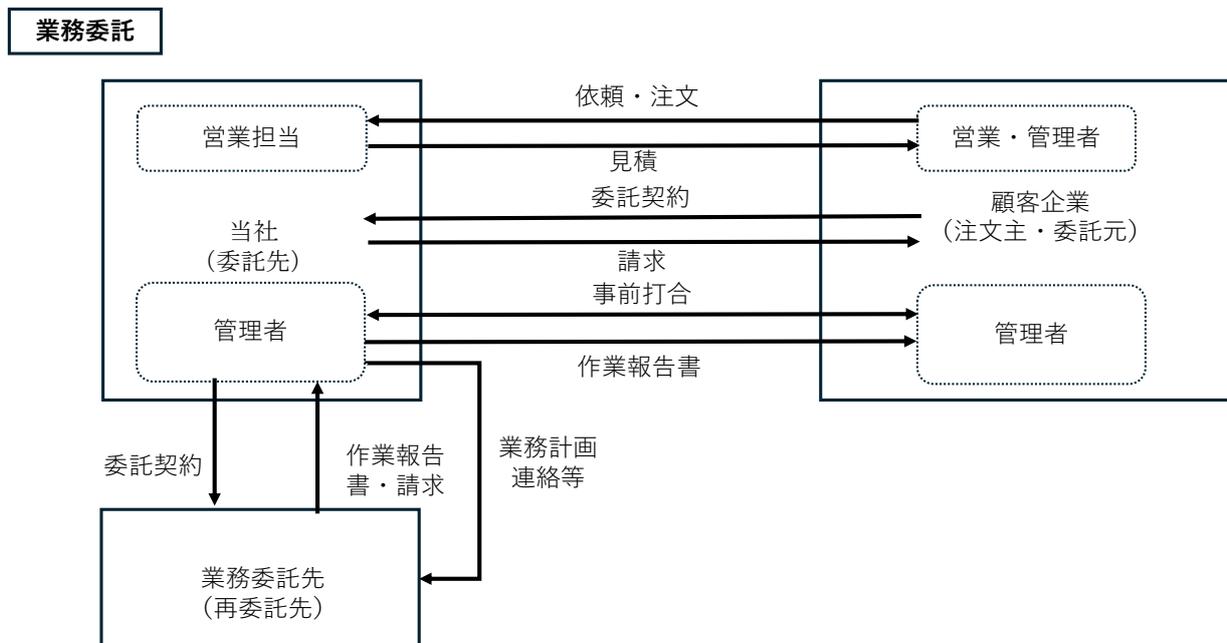
「業務委託契約」の場合、当社は業務ごとにお客様（委託元）と契約を締結し、決められた契約期間の中で、最終的な成果物を元に業務実績をお客様に報告することにより、売上を計上しております。

お客様からの依頼内容で高い技術力が必要、かつ当社内で対応可能なエンジニアの確保が厳しい場合は技術支援として業務委託先（再委託先）と契約を締結しています。その場合、業務委託先と契約時に業務内容や成果物の詳細について合意します。その際、業務遂行に必要な情報の共有手段を整えることで、業務委託先の裁量で業務を進められる環境を確保しております。

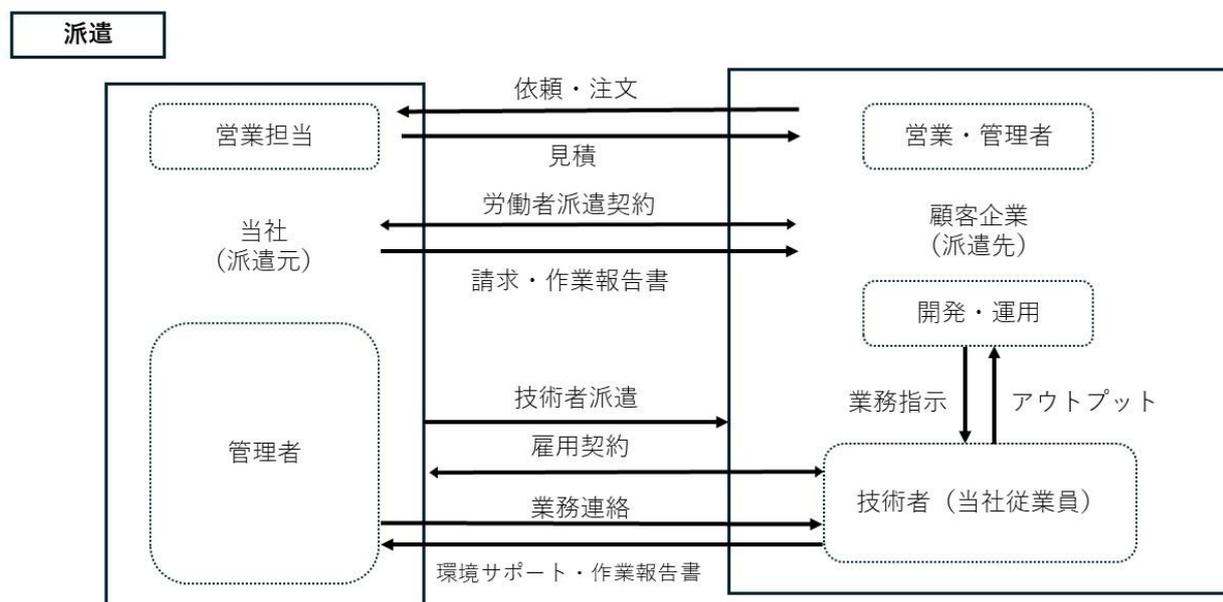
業務委託先（再委託先）は、主に個人事業主ですが、一部は法人になります。

なお、労働時間の管理は業務委託先に委ねており、当社による直接的な管理や拘束は行っておりません。業務の進捗は毎月の作業報告書にて確認し、情報管理やセキュリティについても、必要最低限の範囲にとどめた運用を行っております。

業務委託契約の場合の顧客企業（委託元）、当社、業務委託先の関係は以下の図のとおりです。



「労働者派遣契約」の場合は、当社では、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という）に規定される労働者派遣を行っております。当社が常用雇用する労働者を、お客様（派遣先）に派遣しております。当社（派遣元）が雇用するエンジニア（当社従業員）を顧客企業（派遣先）の指揮命令のもと、顧客企業（派遣先）の労働に従事させるものであり、当社、顧客企業（派遣先）、派遣技術者の関係は以下の図のとおりです。



なお、当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、サービス分野別に事業内容を記載いたします。

	売上比率	業務委託契約の人員数 (名)	労働者派遣契約の人員数 (名)	当社人員数の合計 (名)	当社から再委託している外注先の人数 (名)
(A) システム開発、運用、保守	約32.5%	40	22	62	-
(B) ITインフラ構築	約33.4%	39	23	62	-
(C) プロジェクト管理	約34.1%	47 (注3)	12	37	22

- (注) 1 いずれのサービス分野も2010年6月設立時より開始しております。
 2 売上比率・人員数は、2025年4月末時点のものになります。
 3 業務委託契約の人員数 (名) には、「当社から再委託している外注先の人数 (名)」も含まれております。

(A) システムの開発、運用、保守

お客様が業務を円滑に進めるために必要なシステムの設計から開発、運用、保守に至るまで、包括的かつ高品質なサービスを提供しております。システム開発においては、要件定義、基本設計、詳細設計、プログラミング、テスト、導入、運用支援に至るまで、システムライフサイクル全般に対応可能な体制を整えております。それぞれの工程において、当社のエンジニアが蓄積したノウハ

ウと専門性を活かし、業種・業態ごとに最適化されたソリューションを提供することで、お客様の多様化するビジネスニーズに柔軟かつ迅速に対応し、業務効率の向上や競争力の強化に貢献しております。また、システムの安定稼働を支える基盤として、データセンター（※注1）の運用や維持管理においても豊富な実績を有しております。24時間365日の監視体制を備え、障害発生時には迅速な対応を行うことで、サービスの継続性を確保しております。さらに、定期的な運用方式の見直しを実施し、自動化技術やAIの活用を積極的に進めることで、運用コストの削減を図ると同時に、システムの安定性と信頼性を向上させております。これにより、お客様の事業成長や業務の持続的な発展を支える安心・安全なIT環境の提供を実現しております。これらの事業活動を通じて、お客様との長期的な信頼関係を構築しながら、安定した収益基盤を築いております。システム設計や開発においては、付加価値の高い技術サービスを提供し、運用業務においては効率化や自動化を推進することで、コスト削減効果をお客様と共有しながら、継続的な契約を通じて収益を確保しております。特に、データセンター運用に関しては長期契約を基盤とした収益モデルを構築しており、お客様の業務運営を包括的にサポートすることで、信頼性の高い事業運営を支えております。

(B) ITインフラ構築

システムインフラの構築において、最先端の技術を駆使し、堅牢で柔軟性の高い環境を提供しております。仮想サーバやストレージ、ネットワークに関する高度な専門知識を持つ当社メンバーが、新規にインフラ環境の構築から既存環境の最適化に至るまで、多様なニーズに対応しております。これにより、企業の業務運営を支える高い信頼性を備えたインフラ基盤を確立し、効率のかつ拡張性のある運用を実現しております。また、バックアップ環境の構築やディザスタ・リカバリ（※注2）環境の設計にも力を入れており、事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）（※注3）対策を強化しています。企業が直面する可能性のある自然災害やシステム障害など、様々なリスクを最小限に抑えるための包括的な防衛策を提供しております。これにより、障害や災害が発生した場合でも迅速な復旧が可能となり、業務の持続可能性を確保することができます。インフラ基盤の構築においては、最適なシステム設計を通じて、クライアントの業務要件や成長戦略に沿ったカスタマイズを行い、将来的な拡張や変化にも柔軟に対応できる環境を整備しております。また、運用段階では、自動化技術やAIを積極的に活用することで、運用コストの削減とシステムの安定性向上を両立させております。定期的な運用方式の見直しや改善活動を行い、長期的な視点でのインフラ環境の最適化に努めております。バックアップやディザスタ・リカバリ環境においては、最新の技術や手法を取り入れることで、データの安全性を確保するとともに、復旧作業の効率化を実現しております。特に、業務中断を最小限に抑えるための綿密な計画とシステム設計が特徴であり、障害発生時にも迅速かつ確実な対応が可能です。これにより、企業が継続的に競争力を維持し、安心して事業運営を行える環境を提供しております。インフラ環境の構築から運用、災害時の対応までを一貫してサポートすることで、企業のIT基盤を強化し、信頼性と効率性を兼ね備えたサービスを提供しております。多様な業界で蓄積された経験を活かし、あらゆる規模やニーズに応じた柔軟なソリューションを提供しております。

(C) プロジェクト管理

EVM（Earned Value Management）（※注4）の観点から、予算及び予定に基づいてプロジェクトがどのように遂行されつつあるかを定量的に評価し、コスト効率と進捗率を同時に把握することを目的とした高度なプロジェクト管理手法を導入しております。これにより、単なる進捗状況の確認にとどまらず、計画と実績の進捗状況を比較し、プロジェクトが効率的かつ計画的に遂行されているかをリアルタイムで監視することが可能です。このアプローチにより、迅速な意思決定を支援するとともに、潜在的なリスクを早期に発見し、適切な対策を講じる体制を確立しております。進捗管理では、時間やスケジュールの管理だけでなく、コスト単位での評価を行うことで、より精緻なマネジメントを実現しております。これにより、プロジェクトの全体像を俯瞰しながら、コストパフォーマンスを向上させる運営が可能となっています。さらに、プロジェクトマネージャー（PM）はシステム開発に関連する全工程に精通しており、プロジェクトの計画、運営、品質管理、納期管理において高度な専門性を発揮しております。PMは、適切な工数管理、リソースの最適配分、そして納期や仕様の調整を効率的に行うことで、プロジェクト全体の円滑な進行を支えております。ま

た、プロジェクトにおけるリスクマネジメントやステークホルダー間の調整にも重点を置き、特に大規模かつ複雑なプロジェクトにおいても柔軟に対応可能な体制を整えております。システムPM業務では、業種や業態を問わず、各クライアントのニーズに応じた最適なソリューションを提供しており、多岐にわたる業界で培った経験と実績が強みとなっております。これにより、プロジェクトの成功率を高め、クライアントの期待に応えるだけでなく、継続的な価値提供を実現しています。EVMを活用した管理手法やPMの高い専門性により、計画と実績のギャップを最小限に抑えるだけでなく、予算内でのプロジェクト完遂や高品質な成果物の実現が可能です。プロジェクト運営の効率化や品質向上を通じて、クライアントが持続可能な競争力を確保できる体制を支えています。

(※注1) データセンター

サーバやネットワーク機器を設置・保管し、安定的に運用するために作られた「施設」のことです。

(※注2) ディザスタ・リカバリ

日本語に直訳すると「災害復旧」となります。意味としては、天災や障害、外部からの攻撃など様々な危機的状況から、大切なシステムやデータを守るために行うものです。

(※注3) BCP対策

非常事態が発生した際に事業資産の被害を最小限に抑えつつ、事業を復旧・継続していくための計画や対策のことです。

(※注4) EVM(Earned Value Management)

予定されていた見積額と完了した作業量、使用したコストを比較し、プロジェクトの進捗状況を把握・評価する手法です。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
192	33.6	3.0	3,630

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 最近日までの1年間において、従業員数が27名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第14期事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で緩やかな景気回復の動きがみられるものの、世界的な地政学リスクの長期化や金利政策の経済への影響などを受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。

情報サービス産業においては、多岐にわたる業種で企業の生産性向上、事業拡大や競争力強化を目的としたシステム投資の意欲は引き続き高い状況にあり、DX（デジタルトランスフォーメーション）化の潮流に対応するための戦略的なシステム投資需要は拡大基調が続いております。一方、先行き不透明な世界的な景況感の中で、一部の企業においては投資判断に慎重さも見られています。

このような状況において、当社は、引き続き「みんながヒーローになれる社会をつくる。」というVISIONを掲げ、既存メンバーのスキルアップによる付加価値向上とリーダーシップ能力アップによる組織力向上による売上増加、新規人材獲得、取引先へのチームでの参画数増に取り組んで参りました。当事業年度は将来の売上高拡大に向けて、人材の採用を加速させ、費用が先行して発生した結果、営業損失となりましたが、来期以降の売上高の増加に繋げるための採用活動ができました。

この結果、当事業年度の経営成績につきましては、売上高967,718千円（前年同期比10.7%増）、営業損失6,324千円（前年同期は営業利益36,013千円）、経常利益51,361千円（前年同期比0.3%増）、当期純利益37,654千円（前年同期比2.2%減）となりました。

なお、当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第15期中間会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

当中間会計期間における我が国経済は、エネルギーや原材料価格の高騰に伴う物価高や、金利変動による為替動向の影響はあるものの、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあり、また、インバウンド需要の増加などにもより、緩やかな回復基調で推移しました。

情報サービス産業におきましては、企業の生産性向上、事業拡大や競争力強化を目的としたシステム投資の意欲は引き続き高い状況にあり、DX（デジタルトランスフォーメーション）化の潮流に対応するための戦略的なシステム投資や、AI等の先進技術の活用による業務の高度化・効率化の需要は拡大基調が続いております。一方、先行きが不透明な世界的な景況感の中で一部顧客企業においては、投資判断には慎重さも見られています。

このような状況の下、当社は、「みんながヒーローになれる社会をつくる。」というVISIONのもと、VISIONに沿った人材の獲得と育成、プロジェクトの受注増に取り組んで参りました。

この結果、当中間会計期間の経営成績につきましては、売上高559,435千円、営業利益1,830千円、経常利益21,547千円、中間純利益14,144千円となりました。

なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。また、当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2)キャッシュ・フローの状況

第14期事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較して28,725千円減少し、349,538千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は23,489千円（前事業年度は44,223千円の獲得）となりました。主な増加要因は税引前当期純利益51,361千円、未払金及び未払費用の増加額26,549千円等によるものであり、主な減少要因は法人税等の支払額27,579千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は5,235千円（前事業年度は7,110千円の使用）となりました。主な要因は、投資有価証券の取得による支出378,840千円、投資有価証券の売却による収入374,502千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは前事業年度、当事業年度ともにありません。

第15期中間会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較して6,132千円減少し、343,406千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は5,487千円となりました。主な要因は税引前中間純利益21,547千円、売上債権の増加額22,242千円、投資有価証券売却益22,889千円、未払金及び未払費用の増加額11,698千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は644千円となりました。その要因は投資有価証券の取得による支出149,400千円、投資有価証券の売却による収入148,755千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローはありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第14期事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（%）
ITエンジニアリング事業	967,718	110.7
合計	967,718	110.7

（注）相手先別の販売実績につきましては、総販売実績に対して、100分の10を超える相手先がありませんので記載を省略しております。

第15期中間会計期間（自2024年6月1日 至2024年11月30日）における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較分析は行っておりません。また、当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	金額（千円）
ITエンジニアリング事業	559,435
合計	559,435

（注）相手先別の販売実績につきましては、総販売実績に対して、100分の10を超える相手先がありませんので記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでおります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の合理化と企業価値の非合理化

当社は、経営を合理化するとともに、企業価値は非合理化（※）することを課題として認識しております。

すなわち、定型業務については、効率化や外注化することにより、経営の合理化を図る一方で、他社との差別化の要因となるのは「当社のメンバー」であり、当社メンバーは、効率化できない非合理的業務に注力することにより、当社メンバーにしかできない価値を提供し、企業価値の最大化を図ることが可能になると考えており、そのような組織体制を確立することが課題であると認識しております。

（※）非合理化とは

私たちはIT企業として、業務の効率化や合理化を進めていますが、それはあくまで「手段」に過ぎません。効率化してできた時間を活用して、お客様や社員同士が人間らしい関わりやアナログなコミュニケーションを深めることが、私たちの本当の価値と考えています。こうした時間が、人としての満足感ややりがいにつながると信じています。

当社にしかない強みは、こうした人間的な価値を提供できる「人材」です。このように、人との関わりを大切にすることで、他社にはない差別化を実現し、社員一人ひとりの価値も高めていきます。

(2) 役員や管理職、それらの候補者の育成

当社では、経営において、人材を最も重要な要素であると考えており、人材の継続的な育成と獲得が事業成長に不可欠であると考えております。

若手の業界未経験者の入社が増える中で、そのメンバーの育成や、メンバーを成長させて牽引していきける管理職の育成、さらには経営を任せられる役員候補の育成を課題として認識しております。

(3) メンバーの人間力、技術力の向上

若手の業界未経験者の入社が増える中で、メンバーが業務内容と待遇両方にやりがいを感じて働けるために、多様なクライアントの獲得と、そのクライアントで評価を得られ活躍できるメンバーの育成が課題であります。

(4) 内部管理体制の強化

当社の組織は、組織規程の定めに準じて管理されており、各組織単位は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、その遂行すべき職務内容や権限が定められています。

管理部については担当取締役により、仕訳と資金取扱いはいずれも管理部内で管理されており、仕訳担当者と資金取扱い担当者は、区分けして体制を整備していますが、会社の拡大による管理体制の強化が課題であります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) ビジネスモデルを模倣する競合企業の増加によるリスク

IT業界は市場成長が続いており、このため、IT業界に新規参入する企業が多数あります。また、既存企業もDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等で技術革新を行っております。特に当社のビジネスモデルに類似した競合企業が増加することにより、競争が厳しくなり、同業他社の低価格戦略や、顧客からの値下げ要請を受ける可能性もあります。

当社は、提供するサービスの差別化による質的向上を図るほか、ニーズの変動への柔軟かつ的確な対応ができる戦略的営業の推進により、適正な収益を確保しつつ事業の拡大を図っております。しかしながら、競合が厳しくなることで契約が十分に確保できないことや、価格が低下すること等によって当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材の枯渇及び人材獲得競争の激化によるリスク

近年のエンジニア採用市場は、労働人口の減少と深刻なエンジニア不足により、激しい人材獲得競争の状態にあります。当社では、継続的かつ高水準な昇給の実施と賞与の支給、福利厚生と教育環境の充実などを進めることにより、従業員満足度を向上させ、人材の定着を図っております。また、これらの対応をアピールした積極的な採用活動により、人材獲得に注力しております。今後も人材育成と定着及び採用強化を推進して参りますが、事業計画に必要な人材が確保できない場合や、市場の労働力単価が高騰した場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 企業コンプライアンスに関わるリスク

当社が国内で事業を行う上で、会社法、税法、金融商品取引法、独占禁止法、労働基準法、情報セキュリティ関連諸法を含む法令を遵守することによる、社会的責任を果たす必要があります。

当社は、これらの法令を遵守した経営を行っていくために、社内研修等を通じて役職員のコンプライアンス意識向上に努めるほか、社内規程を整備するとともに、内部監査や内部統制システムの構築等の対応を行っておりますが、当社役職員による違法または不正な行為があった場合には、行政処分及び訴訟費用の発生、並びに社会的信用の失墜などの損害が発生し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報セキュリティに関わるリスク

当社は、事業活動を通じて、顧客や取引先の個人情報及び機密情報を入手することがあり、営業上・技術上の機密情報を保有しています。当社では、これらの情報について、管理体制を整備し、情報セキュリティに関する規程類の整備や役職員への周知徹底を図り、情報セキュリティを強化しております。

また、2014年7月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）の規格に適合する証明を取得し、2022年10月には一般社団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク（Pマーク）を取得するなど、さらなる情報管理体制の強化とリスク軽減に努めております。

しかしながら、サイバー攻撃や不正アクセス、コンピュータウィルスの侵入等により、万が一これらの情報が流出した場合や、重要なデータの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場

合等には、当社の信用低下などを招く恐れがあり、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 事業拡大によるリスク

当社では、持続的な成長に向けて、事業拡大への取り組みを随時検討しておりますが、事業拡大への施策として新規事業への進出を行う場合には、不確定要素が多く、目論見通りに進まない可能性があります。また、事業拡大の一環として、M&A等を実施する場合には、当初期待していたシナジー効果が得られないリスクや、M&A後の業績不振により経営成績に悪影響を及ぼす等、様々な可能性があります。これら事業拡大への取組が計画通り達成できなかった場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 投資によるリスク

当社は、上場株式等の有価証券を複数保有しており、株式市況、投資先の経営成績、財政状態の状況によっては、保有する有価証券の評価額が増減し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社としては、有価証券等運用規程を制定し、有価証券投資の管理を行っております。また、投資先を選定する際に各種指標を重視した選定を行うことにより、保有する有価証券の価値が著しく低下するリスクをできる限り低減させております。

(7) 景気動向によるリスク

顧客企業のシステム投資予算は、景気動向の影響を受けるため、国内景気が悪化した場合には、顧客企業の投資支出を減少させる要因となり、当社の売上高を減少させる可能性があります。このような場合、当社はコスト削減等により収益確保を図りますが、売上減少の影響を完全に回避できるものではなく、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 従業員の労務に関するリスク

当社は、従業員の安全、衛生及び健康の確保に向けて、労働安全衛生法その他の法令や通達の遵守など安全衛生管理に努めておりますが、過剰な勤務が続くことなどにより、従業員の士気の低下や休職者・退職者の増加に繋がるなど、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 取引先からの訴訟によるリスク

公表日現在において当社を当事者とする訴訟等の法的手続はありません。しかしながら、将来訴訟等による請求を受け、またはその他の形で当社を当事者とする訴訟等の法的手続が行われる可能性はあります。そのような事態が生じた場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法的規制について

当社の事業形態である技術者派遣事業については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という）により規制される「労働者派遣事業」であり、法令に基づく厚生労働大臣への届出を行っております。

現在、許可要件の欠格事由はありません。当社では関係法令の遵守に努め労働者派遣事業を行っておりますが、「労働者派遣法」に定める派遣元事業主としての欠格事由に該当したり、法令に違反したりする場合には当該事業の停止を命ぜられ、事業が営めなくなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

届出内容	届出許可番号	有効期限	取消条項
労働者派遣事業認可	派14-301326	2029年11月30日	労働派遣法第14条

(11) 特定の経営者への依存

当社の代表取締役社長である樋口陽平は、当社の最高経営責任者として、永年に亘り経営方針や経営戦略の決定を行っており、事業上の重要な役割を担っております。こうした状況を踏まえ、同氏に過度に依存することがない経営体制の整備・強化を進めております。しかしながら、現状において、何らかの理由により同氏が業務を遂行することが困難になった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 配当の未実施について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、公表日現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(13) 自然災害のリスクについて

地震、風水害などの自然災害により社屋・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社に直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

(14) システム障害について

当社の事業は、インターネットを利用しているため、自然災害、事故、外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等により、通信ネットワークの切断、サーバ等ネットワーク機器の作動不能等のシステム障害が生じる可能性があります。このようなリスクを回避するため、システムの24時間監視体制の実施、電源及びシステムの二重化、ファイアーウォールの設置、社内規程の整備及び運用等の然るべき対策を講じております。しかしながら、システムやハードの不具合、悪質なコンピュータウイルスの侵入やハッカーからの攻撃、予想した規模を大きく上回る地震、火災、洪水、停電等の重大な事象の発生により、システム障害が発生した場合、一時的にサービス提供を停止する等の事態も発生し得るものと認識しております。そうした場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、2023年3月22日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から

起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の

100分の10に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認め

た場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に

係る決議又は決定。

- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を（株東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第6経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第14期事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

(流動資産)

当事業年度における流動資産の残高は494,299千円となり、前事業年度末に比べ8,157千円減少しました。これは、売掛金が20,984千円増加した一方、現金及び預金が26,365千円、前払費用が4,122千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は234,299千円となり、前事業年度末に比べ54,091千円増加しました。これは、投資有価証券が52,235千円、繰延税金資産が3,877千円増加したことが主な要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は150,512千円となり、前事業年度末に比べ11,474千円増加しました。これは、未払金が10,410千円、未払費用が13,962千円増加したことが主な要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は7,218千円となり、前事業年度末に比べ36千円増加しました。これは資産除去債務が36千円増加したことが要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は570,867千円となり、前事業年度末に比べ34,422千円増加しました。これは、当期純利益の計上により繰越利益剰余金が37,654千円増加したことが主な要因であります。

当中間会計期間（自2024年6月1日 至2024年11月30日）

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は515,443千円で、前事業年度末に比べ21,143千円増加しております。売掛金の増加22,242千円、前払費用の増加4,731千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は250,811千円で、前事業年度末に比べ16,511千円増加しております。投資有価証券の増加15,192千円、繰延税金資産の増加2,427千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は178,714千円で、前事業年度末に比べ28,201千円増加しております。未払金の増加7,000千円、未払費用の増加7,082千円、預り金の増加8,947千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は7,237千円で、前事業年度末に比べ18千円増加しております。資産除去債務の増加18千円がその変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は580,302千円で、前事業年度末に比べ9,434千円増加しております。当中間会計期間の中間純利益による増加14,144千円、その他有価証券評価差額金の減少4,709千円がその主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日(2025年7月4日)から12か月間の運転資本は、自己資金が十分にあることから十分であると認識しております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第14期事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

当事業年度において実施した設備投資等の総額は760千円であり、その内容は、技術開発センターの空調設備工事であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第15期中間会計期間（自2024年6月1日 至2024年11月30日）

当中間会計期間において実施した設備投資等はありません。また、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

2024年11月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (神奈川県相模原市南区)	本社事務所	28,231	1,867	30,098	181
技術開発センター (神奈川県相模原市南区)	事務所	721	-	721	5

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社事務所及び技術開発センターは賃借物件であり、年間賃借料はそれぞれ5,306千円と2,618千円であります。

3. 当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	事業年度末現在発行数 (株) (2024年5月31日)	公表日現在発行数 (株) (2025年5月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年4月9日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2024年5月31日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数（個）	43,176	30,468
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	43,176（注）1	30,468（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株140（注）2	1株140（注）2
新株予約権の行使期間	自 2023年4月17日 至 2031年4月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 140 資本組入額 70	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職等の正当な理由がある場合、その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月9日(注)	2,997,000	3,000,000	—	30,000	—	—

(注) 株式分割（1：1,000）によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	1	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	—	—	—	30,000	30,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,000,000	30,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,000,000	—	—
総株主の議決権	—	30,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年4月9日臨時株主総会決議）

決議年月日	2021年4月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3人 当社監査役 1人 当社従業員 60人 社外協力者 16人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針に則り総合的に判断した結果、内部留保の充実に重点を置くことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、配当は実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開資金等に充当してまいります。

今後の剰余金の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながら、その実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

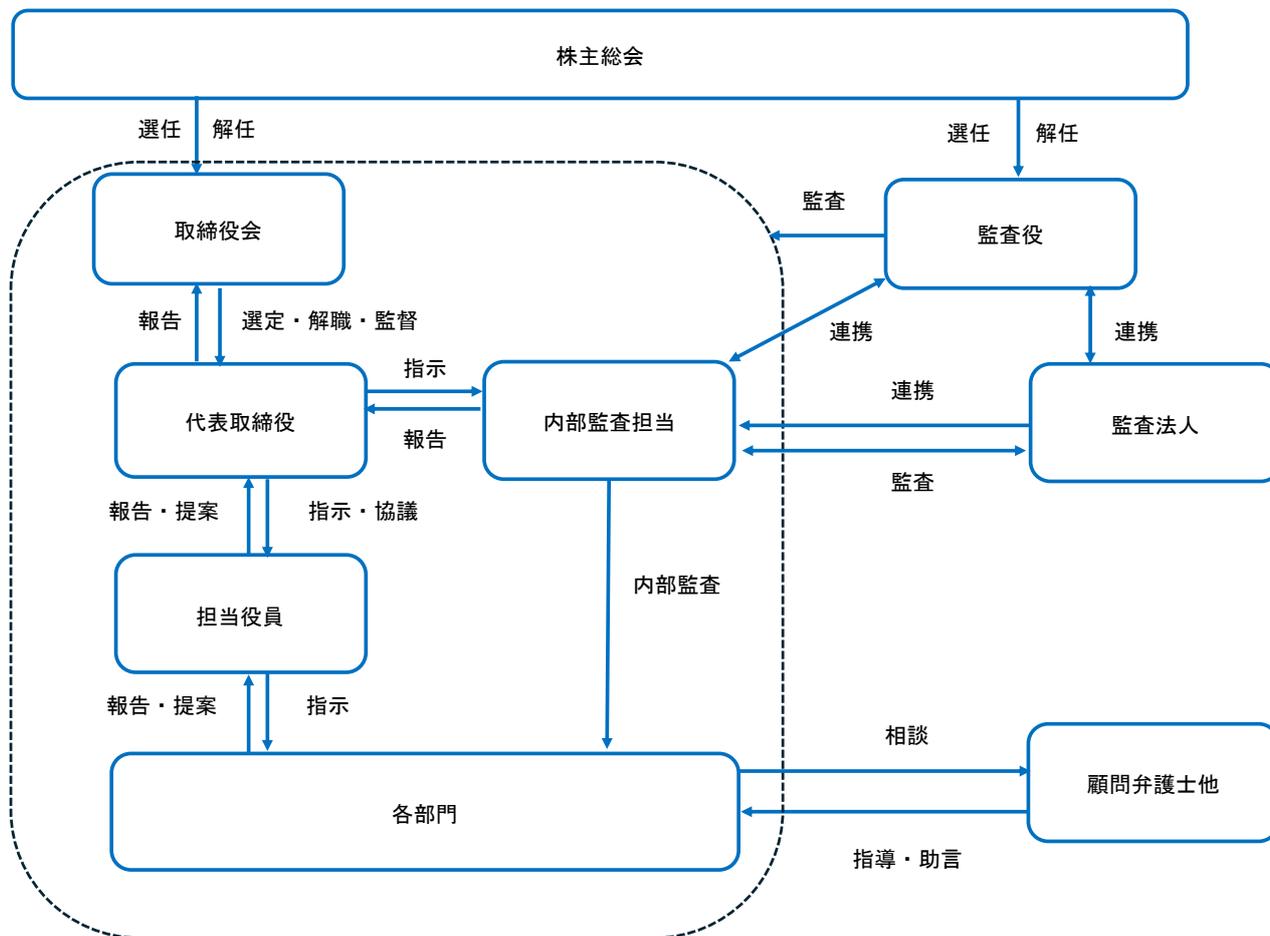
男性 5名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 10%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役	社長	樋口 陽平	1978年7月31日	2002年4月 2003年8月 2010年6月	三菱商事フューチャーズ 証券株式会社入社 樋口商事創業 当社設立 代表取締役社長 (現任)	(注)1	(注)3	3,000,000
取締役	管理本 部長	原田 哲治	1961年8月8日	1983年4月 2012年11月 2015年6月 2020年9月 2023年6月	キーウェアソリューションズ株式会社入社 当社入社 当社ビジネスソリューション事業部 部長 当社取締役ITエンジニアリング事業本部長 当社取締役管理本部長 (現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	ITエン ジニア リング 事業本 部長	吉森 祐太	1989年5月9日	2012年4月 2013年11月 2014年6月 2017年6月 2019年6月 2021年6月 2023年6月	株式会社アヴァンセ アヴァン入社 大和ラジオ放送株式会社 入社 当社入社 当社オープンシステム事業部マネージャー 当社インフラ事業部長 当社人材開発部部長 当社取締役ITエンジニアリング事業本部長 (現任)	(注)1	(注)3	—
監査役	—	藤田 寛之	1975年3月18日	2005年10月 2007年9月 2009年10月 2013年1月 2019年1月 2021年6月 2024年11月 2025年4月	司法試験合格 弁護士登録 大谷豊法律事務所入所 相模原中央総合法律事務所 (現法律事務所S) 設立 所長 (現任) 公益社団法人相模原青年 会議所理事 当社非常勤監査役 (現任) 社会福祉法人清水地域福 祉会評議員 (現任) 社会福祉法人相模厚生会 理事 (現任) 神奈川県弁護士会相模原 支部長 (現任)	(注)2	(注)3	—

監査役	—	岸 徹	1976年2月16日	2002年10月	公認会計士試験合格 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	(注)2	(注)3	—
				2006年6月	公認会計士登録			
				2007年7月	京橋監査法人入所 岸公認会計士事務所（現岸公認会計士事務所/GMA税理士法人 岸会計事務所）入所、代表（現任）			
				2013年1月	公益社団法人相模原青年会議所理事			
				2016年1月	税理士登録			
				2017年6月	社会福祉法人清水地域福祉会 社会監事			
				2018年6月	公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター 監事（現任）			
				2019年4月	東京地方税理士会相模原支部 幹事（現任）			
				2020年6月	一般社団法人北里環境科学センター 監事（現任）			
				2022年7月	特定非営利活動法人さがみはら市民会議 理事（現任）			
2024年8月	当社非常勤監査役（現任）							
計								3,000,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2024年5月期に係る定時株主総会終結の時から2026年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2024年5月期に係る定時株主総会終結の時から2028年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2024年5月期における役員報酬の総額は、34,620千円を支給しております。
4. 監査役藤田寛之氏及び監査役岸徹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公正かつ健全で効率的な経営に取り組み、継続的な成長と企業価値の最大化を目指すにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、当社を取り巻くすべてのステークホルダーと適切な関係を維持し、その利益を守っていくように努めてまいります。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

取締役会は、取締役3名で構成されております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項、経営の基本方針等の重要な経営上の意思決定を行うほか、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速に経営上の意思決定を行える体制としております。

ロ. 監査役

監査役として、社外監査役2名を選任しており、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。な

お、2024年5月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、櫻井真由美氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名その他1名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部（1名）、及び人材開発部（1名）が内部監査担当としてクロス監査により相互に牽制する体制で行っております。各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外監査役2名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。なお、社外監査役である藤田寛之氏は新株予約権を156個保有しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。また、岸徹氏と当社の間には人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を設置していません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦役員報酬の内容

2024年5月期における取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	32,560	32,560	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	2,060	2,060	—	—	1

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮ 株式の保有状況

イ. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、主として株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を得ることを目的とするものを純投資目的である投資株式に区分し、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

ロ. 保有目的が純投資以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額 の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額 の合計額 (千円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	86	163,867	33	111,497

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額 (千円)	売却損益の合計額 (千円)	評価損益の合計額 (千円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	962	54,973	△23,047

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	9,000	—
計	9,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して、監査法人から提示された見積書の内容を吟味し、監査役の同意を得たうえで、監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第2種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

3. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2023年6月1日から2024年5月31日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスによる監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年6月1日から2024年11月30日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスによる中間監査を受けております。

4. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 ①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月31日)		当事業年度 (2024年5月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		375,865		349,499
売掛金		118,247		139,231
前払費用		5,724		1,601
未収入金		112		202
未収還付法人税等		-		3,647
預け金		2,398		39
その他		108		77
流動資産合計		502,457		494,299
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）	※1	31,819	※1	30,174
工具、器具及び備品（純額）	※1	2,574	※1	2,059
有形固定資産合計		34,393		32,234
投資その他の資産				
投資有価証券	※2	121,520	※2	173,755
差入保証金		6,500		6,638
繰延税金資産		17,794		21,671
投資その他の資産合計		145,814		202,064
固定資産合計		180,207		234,299
資産合計		682,665		728,598

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,992	12,465
未払金	42,729	53,139
未払費用	26,852	40,814
未払法人税等	12,208	4,193
未払消費税等	26,593	25,703
預り金	13,662	14,195
流動負債合計	139,038	150,512
固定負債		
資産除去債務	7,181	7,218
固定負債合計	7,181	7,218
負債合計	146,219	157,731
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	518,421	556,076
利益剰余金合計	518,421	556,076
株主資本合計	548,421	586,076
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△11,976	△15,208
評価・換算差額等合計	△11,976	△15,208
純資産合計	536,445	570,867
負債純資産合計	682,665	728,598

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年11月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		343,099
売掛金		161,474
前払費用		6,332
未収入金		4,170
預け金		307
その他		59
流動資産合計		515,443
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1	28,953
工具、器具及び備品（純額）	※1	1,867
有形固定資産合計		30,820
投資その他の資産		
投資有価証券	※2	188,948
長期前払費用		305
差入保証金		6,638
繰延税金資産		24,099
投資その他の資産合計		219,990
固定資産合計		250,811
資産合計		766,254

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年11月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	14,639
未払金	60,140
未払費用	47,897
未払法人税等	7,402
未払消費税等	25,492
預り金	23,142
流動負債合計	178,714
固定負債	
資産除去債務	7,237
固定負債合計	7,237
負債合計	185,951
純資産の部	
株主資本	
資本金	30,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	570,221
利益剰余金合計	570,221
株主資本合計	600,221
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△19,918
評価・換算差額等合計	△19,918
純資産合計	580,302
負債純資産合計	766,254

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)		当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	
売上高	※1	874,150	※1	967,718
売上原価		661,381		742,912
売上総利益		212,769		224,805
販売費及び一般管理費	※2	176,755	※2	231,129
営業利益又は営業損失(△)		36,013		△6,324
営業外収益				
受取利息		756		1,054
受取配当金		1,229		962
投資有価証券売却益		10,347		55,807
助成金収入		8,474		1,344
その他		68		136
営業外収益合計		20,876		59,306
営業外費用				
上場関連費用		5,000		700
投資有価証券売却損		663		834
その他		10		85
営業外費用合計		5,674		1,620
経常利益		51,216		51,361
税引前当期純利益		51,216		51,361
法人税、住民税及び事業税		19,689		15,918
法人税等調整額		△6,987		△2,211
法人税等合計		12,701		13,707
当期純利益		38,514		37,654

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)		当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	475,450	71.9	566,672	76.3
II 経費(注)	185,931	28.1	176,240	23.7
売上原価	661,381	100.0	742,912	100.0

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	170,321	155,844
通信交通費	15,609	20,396

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2024年6月1日	
至 2024年11月30日)	
売上高	559,435
売上原価	436,497
売上総利益	122,937
販売費及び一般管理費	121,107
営業利益	1,830
営業外収益	
受取利息	737
受取配当金	390
投資有価証券売却益	22,889
その他	10
営業外収益合計	24,027
営業外費用	
上場関連費用	4,300
投資有価証券売却損	9
その他	1
営業外費用合計	4,310
経常利益	21,547
税引前中間純利益	21,547
法人税等	※ 7,402
中間純利益	14,144

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	30,000	479,907	479,907	509,907	△5,712	△5,712	504,194
当期変動額							
当期純利益		38,514	38,514	38,514			38,514
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△6,263	△6,263	△6,263
当期変動額合計	-	38,514	38,514	38,514	△6,263	△6,263	32,251
当期末残高	30,000	518,421	518,421	548,421	△11,976	△11,976	536,445

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	30,000	518,421	518,421	548,421	△11,976	△11,976	536,445
当期変動額							
当期純利益		37,654	37,654	37,654			37,654
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△3,232	△3,232	△3,232
当期変動額合計	-	37,654	37,654	37,654	△3,232	△3,232	34,422
当期末残高	30,000	556,076	556,076	586,076	△15,208	△15,208	570,867

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	30,000	556,076	556,076	586,076	△15,208	△15,208	570,867
当中間期変動額							
中間純利益		14,144	14,144	14,144			14,144
株主資本以外の項 目の当中間期変動 額（純額）					△4,709	△4,709	△4,709
当中間期変動額合計	-	14,144	14,144	14,144	△4,709	△4,709	9,434
当中間期末残高	30,000	570,221	570,221	600,221	△19,918	△19,918	580,302

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	51,216	51,361
減価償却費	2,984	2,918
受取利息及び受取配当金	△1,986	△2,017
投資有価証券売却益	△10,347	△55,807
投資有価証券売却損	663	834
助成金収入	△8,474	△1,344
売上債権の増減額 (△は増加)	△11,469	△20,984
前払費用の増減額 (△は増加)	△4,468	4,122
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	2,867	43
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,079	△4,526
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	△12,124	26,549
その他の流動負債の増減額 (△は増加)	30,364	△357
その他	32	16
小計	41,335	810
利息及び配当金の受取額	1,993	1,935
助成金の受取額	8,474	1,344
法人税等の支払額	△7,581	△27,579
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,223	△23,489
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△745	△760
投資有価証券の取得による支出	△122,462	△378,840
投資有価証券の売却による収入	116,092	374,502
その他	5	△138
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,110	△5,235
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	37,112	△28,725
現金及び現金同等物の期首残高	341,151	378,264
現金及び現金同等物の期末残高	※ 378,264	※ 349,538

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2024年6月1日	
至 2024年11月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	21,547
減価償却費	1,414
受取利息及び受取配当金	△1,128
投資有価証券売却益	△22,889
投資有価証券売却損	9
売上債権の増減額 (△は増加)	△22,242
前払費用の増減額 (△は増加)	△4,731
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△347
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,173
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	11,698
その他の流動負債の増減額 (△は増加)	8,736
その他	△296
小計	△6,057
利息及び配当金の受取額	1,115
法人税等の支払額	△4,193
法人税等の還付額	3,647
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,487
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△149,400
投資有価証券の売却による収入	148,755
投資活動によるキャッシュ・フロー	△644
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,132
現金及び現金同等物の期首残高	349,538
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 343,406

【注記事項】

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 5～15年

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の主要な事業であるITエンジニアリング事業においては、ソフトウェアの開発設計及び運用保守サービスを派遣契約又は準委任契約に基づいて顧客へ提供しております。これらはエンジニアの労働力を契約期間にわたって顧客に提供することを主な履行義務としております。顧客との契約に基づいて役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	17,794千円	21,671千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社は、繰延税金資産の計上について、将来計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,431千円	7,350千円

※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「投資有価証券」に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
投資有価証券	60,069千円	128,133千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
役員報酬	24,760千円	34,620千円
給与手当	42,223	60,965
減価償却費	2,984	2,918
おおよその割合		
販売費	6.5%	11.4%
一般管理費	93.5%	88.6%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	3,000,000	—	—	3,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	3,000,000	—	—	3,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
現金及び預金	375,865 千円	349,499 千円
預け金	2,398	39
現金及び現金同等物	378,264 千円	349,538 千円

(注) 「預け金」は証券会社に対しての一時的な預け入れであり、随時引き出し可能であることから現金及び現金同等物に含めております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等の元本確保を基本とした運用を行うほか、有価証券等運用規程に基づき、株式を中心とした有価証券投資を行っております。資金調達については原則として自己資金で賄っております。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に資金運用目的で取得した上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

②市場リスク（市場価格の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月次単位での支払予定を把握するとともに、適時に資金状況を確認し、手許流動性を維持することにより、流動性リスクに対処しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 其他有価証券	121,520	121,520	—
資産計	121,520	121,520	—

(*) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

当事業年度（2024年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 其他有価証券	173,755	173,755	—
資産計	173,755	173,755	—

(*) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未収還付法人税等」、「預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	375,865	—	—	—
売掛金	118,247	—	—	—
未収入金	112	—	—	—
預け金	2,398	—	—	—
投資有価証券 其他有価証券	—	10,000	—	—
合計	496,624	10,000	—	—

当事業年度（2024年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	349,499	—	—	—
売掛金	139,231	—	—	—
未収入金	202	—	—	—
未収還付法人税等	3,647	—	—	—
預け金	39	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券	—	10,000	—	—
合計	492,620	10,000	—	—

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年5月31日）

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数回使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	111,497	—	—	111,497
債券	—	10,023	—	10,023
資産計	111,497	10,023	—	121,520

当事業年度（2024年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
<u> </u> 其他有価証券				
株式	163,867	—	—	163,867
債券	—	9,888	—	9,888
資産計	163,867	9,888	—	173,755

- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2023年5月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの			
株式	34,231	31,017	3,213
債券	10,023	10,000	23
その他	—	—	—
小計	44,254	41,017	3,236
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの			
株式	77,265	98,650	△21,385
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	77,265	98,650	△21,385
合計	121,520	139,668	△18,148

当事業年度 (2024年5月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの			
株式	16,193	15,135	1,057
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	16,193	15,135	1,057
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの			
株式	147,673	171,666	△23,993
債券	9,888	10,000	△112
その他	—	—	—
小計	157,561	181,666	△24,105
合計	173,755	196,802	△23,047

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	116,092	10,347	663
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	116,092	10,347	663

当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	374,502	55,807	834
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	374,502	55,807	834

3. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前事業年度 4,444 千円、当事業年度 4,657 千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2021年4月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 60名 社外協力者 16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 43,176株
付与日	2021年4月16日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	自 2021年4月16日 至 2023年4月16日
権利行使期間	自 2023年4月17日 至 2031年4月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	43,176
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	43,176

②単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	140
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の株式価値は、修正簿価純資産法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

—千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

—千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
繰延税金資産		
未払費用	9,685千円	12,860千円
資産除去債務	2,442	2,455
未払事業税	1,268	428
未払事業所税	410	484
その他有価証券評価差額金	6,172	7,838
繰延税金資産合計	19,979	24,067
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△2,184	△2,016
未収還付事業税	—	△379
繰延税金負債合計	△2,184	△2,395
繰延税金資産純額	17,794	21,671

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
法定実効税率	34.0%	34.0%
(調整)		
受取配当金の益金不算入額	△0.1	△0.1
住民税均等割	0.4	0.4
法人税額の特別控除	△7.9	△4.8
軽減税率の適用	△1.5	△1.9
その他	△0.1	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.8	26.7

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から6年と見積り、割引率は当該資産の取得時点における使用見込期間に応じた国債利回りを使用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
期首残高	505千円	7,181千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,636	—
時の経過による調整額	39	36
期末残高	7,181千円	7,218千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ITエンジニアリング事業の単一セグメントであり、その売上高は顧客との契約から生じる収益であります。

顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	106,778	118,247
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	118,247	139,231

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上「売掛金」として区別しております。契約資産及び契約負債については、該当事項はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価額については、契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）	当事業年度 （自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）
1株当たり純資産額	178.82円	190.29円
1株当たり当期純利益	12.84円	12.55円

（注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）	当事業年度 （自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）
当期純利益（千円）	38,514	37,654
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	38,514	37,654
普通株式の期中平均株式数（株）	3,000,000	3,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権（普通株式43,176株） これらの詳細については、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2023年5月31日）	当事業年度 （2024年5月31日）
純資産の部の合計額（千円）	536,445	570,867
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	536,445	570,867
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	3,000,000	3,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

 時価法

 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 市場価格のない株式等

 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

 有形固定資産

 定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物 8～18年

 工具、器具及び備品 5～15年

3. 収益及び費用の計上基準

 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

 当社の主要な事業であるITエンジニアリング事業においては、ソフトウェアの開発設計及び運用保守サービスを派遣契約又は準委任契約に基づいて顧客へ提供しております。これらはエンジニアの労働力を契約期間にわたって顧客に提供することを主な履行義務としております。顧客との契約に基づいて役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2024年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	8,764千円

※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「投資有価証券」に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2024年11月30日)
投資有価証券	151,382千円

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
有形固定資産	1,414千円

※ 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,000,000	—	—	3,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間会計期間	
	(自 2024年6月1日	
	至 2024年11月30日)	
現金及び預金	343,099	千円
預け金	307	
現金及び現金同等物	343,406	千円

(注) 「預け金」は証券会社に対しての一時的な預け入れであり、随時引き出し可能であることから現金及び現金同等物に含めております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2024年11月30日)

	中間貸借対照表計 上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	188,948	188,948	—
資産計	188,948	188,948	—

(*) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数回使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間 (2024年11月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	179,085	—	—	179,085
債券	—	9,863	—	9,863
資産計	179,085	9,863	—	188,948

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間 (2024年11月30日)

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの			
株式	12,620	12,070	549
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	12,620	12,070	549
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの			
株式	166,464	197,061	△30,596
債券	9,863	10,000	△137
その他	—	—	—
小計	176,327	207,061	△30,733
合計	188,948	219,131	△30,184

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションに係る費用計上及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
期首残高	7,218千円
時の経過による調整額	18
中間期末残高	7,237千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ITエンジニアリング事業の単一セグメントであり、その売上高は顧客との契約から生じる収益であります。

顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	139,231
顧客との契約から生じた債権（中間期末残高）	161,474

顧客との契約から生じた債権は、中間貸借対照表上「売掛金」として区別しております。契約資産及び契約負債については、該当事項はありません。なお、当中間会計期間において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価額については、契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
1株当たり純資産額	193.43円
1株当たり中間純利益	4.71円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有していないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
中間純利益 (千円)	14,144
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	14,144
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 (普通株式43,176株) これらの詳細については、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2024年11月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	580,302
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	580,302
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	3,000,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	サスメド(株)	28,000	14,896
		(株)リボミック	120,000	10,800
		UUUM(株)	16,300	6,829
		アンジェス(株)	140,000	6,440
		(株)サインド	9,800	6,321
		(株)ピクセラ	60,000	5,400
		(株)Photosynth	12,500	4,262
		(株)ラピース	15,000	4,200
		(株)マーキュリーリアルテックイノベーター	6,500	3,523
		(株)ジェイック	1,200	2,797
		(株)コラボス	7,000	2,275
		(株)サーキュレーション	3,300	2,197
		夢みつけ隊(株)	20,000	2,180
		(株)デジタルフト	2,600	2,155
		ウィルソン・ラーニングワールドワイド(株)	16,000	2,144
		(株)エコム	1,800	2,052
		(株)リード	3,400	2,046
		セブン工業(株)	4,000	2,024
		(株)CaSy	2,300	2,017
		(株)ヤマノホールディングス	30,000	2,010
		(株)スペースマーケット	7,200	2,008
		(株)識学	4,000	1,912
		アイビーシー(株)	4,000	1,872
		日野自動車(株)	4,000	1,755
		(株)フューチャーリンクネットワーク	1,200	1,708
		(株)エスクリ	6,000	1,680
		新東(株)	700	1,671
		(株)揚羽	1,700	1,509
		アップコン(株)	1,000	1,303
		ビートレンド(株)	1,700	1,280
		(株)キャンバス	2,500	1,272
		ホリイフードサービス(株)	3,500	1,253
		(株)オークファン	2,900	1,220
		(株)エスエルディー	1,300	1,211
(株)グランディーズ	3,000	1,209		
MITホールディングス(株)	1,700	1,207		
(株)アルファ	600	1,203		
(株)ラバブルマーケティンググループ	800	1,199		
川上塗料(株)	700	1,190		
(株)ANAP	5,100	1,178		

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	アウンコンサルティング(株)	5,500	1,171
		ジェイ・エスコムホールディングス(株)	8,000	1,152
		(株)ゴルフ・ドウ	3,000	1,146
		(株)山大	700	1,145
		麻生フォームクリート(株)	1,800	1,144
		(株)セキド	1,600	1,137
		(株)フレンドリー	2,200	1,130
		カワセコンピュータサプライ(株)	5,000	1,125
		大和重工(株)	1,200	1,123
		(株)オービス	800	1,120
		(株)CINC	1,700	1,115
		(株)RVH	17,000	1,105
		(株)フジタコーポレーション	4,000	1,104
		(株)ベビーカレンダー	800	1,103
		(株)ストレージ王	2,000	1,094
		(株)CAPITA	3,000	1,092
		(株)ティーオーホールディングス	3,000	1,092
		(株)日本抵抗器製作所	1,100	1,090
		(株)アミファ	1,700	1,084
		(株)アイフリークモバイル	12,000	1,080
		(株)セイファート	1,000	1,071
		(株)文教堂グループホールディングス	28,000	1,064
		バーチャレクス・ホールディングス(株)	1,200	1,059
		イメージ情報(株)	2,500	1,055
		(株)エヌ・シー・エヌ	1,200	1,047
		トミタ電機(株)	700	1,046
		(株)東京衡機	5,000	1,035
		(株)安江工務店	800	1,024
		(株)タツミ	3,700	1,017
		ソーシャルワイヤー(株)	4,000	1,016
		アーキテクト・スタジオ・ジャパン(株)	2,000	1,012
		AppBank(株)	9,000	1,008
		ぷらっとホーム(株)	1,400	1,006
		THECOO(株)	2,000	1,006
		(株)TORICO	1,000	1,001
		(株)バリューゴルフ	1,000	1,000
		(株)テクノマセマティカル	1,700	996
		ヤマト・インダストリー(株)	700	992
		(株)ビーマップ	2,500	992
		(株)篠崎屋	11,000	990
(株)シャノン	2,500	985		
(株)T. S. I	1,000	982		
(株)ジィ・シィ企画	1,500	969		
ヒーハリスト(株)	4,000	968		

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)アクセスグループ・ホールディングス	1,100
		かつこ(株)	1,100
		小計	721,000
計		721,000	163,867

【債券】

銘柄		券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	神奈川県第3回5年公募公債 (グリーンボンド)	10,000
		小計	10,000
計		10,000	9,888

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末 減価償却 累計額 又は 償却 累計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引当 期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	34,809	760	—	35,569	5,394	2,404	30,174
工具、器具 及び備品	4,015	—	—	4,015	1,955	514	2,059
有形固定資産計	38,825	760	—	39,585	7,350	2,918	32,234

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	11
預金 普通預金	349,488
計	349,488
合計	349,499

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)イセトー	7,950
(株)エス・エム・シー	5,066
(株)SMSデータテック	3,956
TDCソフト(株)	3,937
CTCシステムマネジメント(株)	3,800
その他	114,521
合計	139,231

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$
					$\frac{(B)}{366}$
118,247	1,067,102	1,046,118	139,231	88.2	44.2

ハ. 投資有価証券

投資有価証券は173,755千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表⑤ 附属明細表」の「有価証券明細表」に記載しております。

②流動負債

イ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
業務委託先 (注)	12,465
合計	12,465

(注) 相手先は主に多数の個人事業主であり個々の金額は僅少であるため、その具体的な記載を省略しております。

ロ. 未払金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
人件費 (給与)	49,582
事業所税	1,425
その他	2,131
合計	53,139

ハ. 未払費用

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
人件費 (賞与)	27,721
社会保険料	12,270
その他	823
合計	40,814

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日、毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由 によって電子公告による公告をすることができない場合は、 日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.higuchi-consulting.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合(%)
樋口 陽平 (注) 1、2	神奈川県相模原市南区	3,001,620 (1,620)	99.05 (0.05)
小宮 利之 (注) 4	神奈川県座間市	1,356 (1,356)	0.04 (0.04)
佐々木 徹	神奈川県横浜市南区	1,332 (1,332)	0.04 (0.04)
三浦 博子 (注) 4	東京都町田市	1,320 (1,320)	0.04 (0.04)
小池 達郎 (注) 4	神奈川県足柄上郡松田町	1,296 (1,296)	0.04 (0.04)
石川 康之 (注) 4	東京都港区	1,212 (1,212)	0.04 (0.04)
古東 佳樹 (注) 4	神奈川県足柄上郡大井町	1,212 (1,212)	0.04 (0.04)
森村 宏 (注) 4	神奈川県相模原市南区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
原田 哲治 (注) 3	神奈川県小田原市	1,188 (1,188)	0.04 (0.04)
綾部 陽菜雫 (注) 4	神奈川県相模原市中央区	1,164 (1,164)	0.04 (0.04)
その他41名	—	18,768 (18,768)	0.62 (0.62)
計	—	3,030,468 (30,468)	100.00 (1.01)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
4. 当社の従業員
5. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

株式会社 樋口総合研究所

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員

公認会計士

新関智之

業務執行社員

公認会計士

根井真由美

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社樋口総合研究所の2023年6月1日から2024年5月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社樋口総合研究所の2024年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年5月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役
の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月28日

株式会社 樋口総合研究所
取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

新開 智之

業務執行社員 公認会計士

櫻井 真由美

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社樋口総合研究所の2024年6月1日から2025年5月31日までの第15期事業年度の中間会計期間(2024年6月1日から2024年11月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社樋口総合研究所の2024年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2024年6月1日から2024年11月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上